

蘇原北部地区社会福祉協議会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、蘇原北部地区社会福祉協議会と称し、事務所を蘇原コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款第2条による事業の内、地域に適応した福祉活動を行ない、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行なう福祉活動への援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 会員で、蘇原北自治会連合会の区域に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|-------|------|-----|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 2名 |
| (3) 理 | 事 | 若干名 |
| (4) 評 | 議 員 | 若干名 |
| (5) 監 | 事 | 2名 |
| (6) 福 | 祉推進員 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 会長・副会長は理事会において、理事の中から互選する。

2 理事は自治会長・民生委員児童委員並びに社会福祉に熱意のある者をあてる。

3 評議員は、各分野から選出された、次の住民代表によって構成する。

- (1) 自治会長
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 社会福祉に熱意のある者
- (4) 青少年育成市民会議推進委員長
- (5) 蘇原中学校PTA代表
- (6) 蘇原第一小学校PTA代表
- (7) 蘇原第一小学校子ども育成協議会代表

- (8) 蘇原シニアクラブ役員
- (9) 近隣ケアグループ代表
- (10) ボランティアハウス代表

4 監事は、理事会において選出する。

5 福祉推進員は、社会福祉に熱意のある者の中から会長が推薦し、理事会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし役員再任は妨げない。ただし、福祉推進員任期は、2年とする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

4 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位による副会長がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

4 評議員は、執行される会務に対し積極的に協力・参加し事業活動を推進する。

5 監事は、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。

6 福祉推進委員は、会長の命を受け、会長が執行する業務運営を補佐し、事業活動を推進する。

(会計)

第9条 本会に会計を置く。

2 会計は、福祉推進員の中から選任し、会長が委嘱する。

3 会計は、本会の経理にあたる。

(会議)

第10条 会議は、理事会及び総会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、出席した役員過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。

2 理事会は次の事項を審議する。

(1) 事業の方針並びに運営に関する事項

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、会長が付議した事項

(総会)

第12条 本会は、毎年1回以上総会を開くものとする。ただし、理事と評議員の合同会議をもって総会にかえることができる。

2 総会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。

3 総会は次の事項を審議する。

- (1) 地区社協の方針に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) 会則等の制定及び改廃
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経 費)

第13条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会からの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第15条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委 任)

第16条 この会則に定めるもののほか、地区社協の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。